

令和2年度第5回
岡崎市都市計画審議会
議 事 録

令和2年度第5回岡崎市都市計画審議会議事録

1 会議の日時 令和3年2月18日(木) 午前10時

2 会議の場所 岡崎市役所 西庁舎7階 701号室

3 会議の議題

- (1) 第8号議案 「岡崎市都市計画審議会運営規程の改正について」
- (2) 第9号議案 「岡崎市都市計画マスタープランの改定について」(諮問)
- (3) 第10号議案 「岡崎市土地利用基本計画(計画図等)の変更について」(諮問)
- (4) 報告第6号 「岡崎市都市計画道路見直し方針について」
- (5) 報告第7号 「岡崎市緑の基本計画について」

4 会議に出席した職員(15名)

学識経験者 松本 幸正
学識経験者 宇野 勇治(WEB会議システム)
学識経験者 宮崎 幸恵(WEB会議システム)
学識経験者 鶴田 佳子(WEB会議システム)
学識経験者 稲垣 栄子(WEB会議システム)
学識経験者 羽根田 正志
岡崎市議会議員 廣重 敦(WEB会議システム)
岡崎市議会議員 近藤 敏浩(WEB会議システム)
岡崎市議会議員 畑尻 宣長
岡崎市議会議員 鈴木 英樹
岡崎市議会議員 蜂須賀 喜久好
愛知県岡崎警察署長(代理)交通課長 大和 洋之
愛知県西三河建設事務所長 市石 誠
市の住民 片桐 勝政
市の住民 伊藤 佳子(WEB会議システム)

5 説明者

都市整備部都市計画課長 新井 正徳
都市整備部公園緑地課長 横山 晴男

6 開会宣言及び議事録署名委員の指名

議長(松本会長)が開会の宣言をした後、岡崎市都市計画審議会運営規定第9条第1項の規定により、宮崎委員及び鈴木委員を議事録署名委員に指名した。

8 会議の公開の可否に関する確認

本日の会議について、事務局（都市計画課総務係係長）から、岡崎市都市計画審議会運営規定及び岡崎市情報公開条例における会議の公開に関する諸規定の説明を行うとともに、4名の方から傍聴希望の申込みがあり、傍聴を認めること及び会議を公開すべき旨提案したところ、全会一致で承認された。

9 第8号議案 「岡崎市都市計画審議会運営規程の改正について」(説明)

議長が第8号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（都市計画課総務係係長）から説明した。

10 第8号議案 「岡崎市都市計画審議会運営規程の改正について」(質疑)

事務局の説明後、質問は出なかった。

議長が第8号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案について採決し、全会一致で可決された。

11 第9号議案 「岡崎市都市計画マスタープランの改定について」(諮問)(説明)

議長が第9号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（都市計画課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 都市計画マスタープラン概要と特徴
- (3) 岡崎市都市計画マスタープラン(改訂原案)に対する意見と市の考え方
- (4) これまでの経緯
- (5) 今後のスケジュール

12 第9号議案 「岡崎市都市計画マスタープランの改定について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

蜂須賀委員：

近年全国各地で大規模な豪雨や地震などが発生している。先日、国において水防法の改正が行われ、浸水被害の危険が高い区域を県が指定して住宅や施設などの建築を許可制にする「浸水被害防止区域」が設置されるようになった。今回の都市計画マスタープラン改定のなかにおいて安全安心に暮らせる都市と書かれている。コラム欄において防災と連携した流域治水の街づくりが挙がっており、防災対策も都市計画のひとつと考えている。第1章の現況と課題の1-20ページにおいて矢作川が氾濫した場合、市街化区域の約50%が浸水することが表示されているが、こういった状況の中で今後本市のまちづくりをどのように考えているか聞きたい。

事務局（都市計画課企画調査 1 係係長）：

委員ご指摘のとおり本市は矢作川では 150 年に一度、乙川では 100 年に一度の年超過確率の雨で 1-20 ページのとおり六ツ美地域や矢作地域といったところで多くの浸水する可能性があるとされている。その対策として都市計画マスタープランの全体構想、分野別方針の中の河川、上下水道に関する方針において治水、浸水対策の強化を掲げている。その項目の中で河川や上下水道の整備などハード対策や災害リスクの周知などソフト対策による大雨から命と暮らしを守る取り組みを進めるとしている。

また、都市計画マスタープランの一部である立地適正化計画においても全体構想の基本方針と同様にハード対策だけでなく、住民へのハザードマップの周知や防災メールの活用といったソフト対策を行うことによって浸水が想定される区域においても利便性やインフラの整備状況と災害リスクを考慮して居住誘導区域を設定している。本市の市街地の成り立ち上、立地適正化計画における居住誘導区域、都市機能誘導区域で浸水想定区域と重なる区域について一律除外することは厳しいという認識である。水防法改正の閣議決定に先立って、立地適正化計画の根拠法である都市再生特別措置法が昨年(2020 年) 9 月に改正されているが、その中では居住誘導区域内では防災指針を定めるという記載が追加されており、この防災指針では居住誘導区域内で行う防災対策や安全確保対策の記載が義務付けられている。本市では来年度から国の策定する運用指針や防災指針について他の自治体の例を参考にしながら立地適正化計画における防災指針の追加に対する準備を進めていきたい。こうした中で岡崎市の特徴であるコンパクトプラスネットワークといった多極連携のまちづくりというものを引き続き進めていきたいと考えている。

会長：

マスタープランのどこでその記載が読めるか。

事務局（都市計画課企画調査 1 係係長）：

第 2 章 2-32、33 ページが河川・上下水道に関する方針というところである。33 ページの基本方針 1 に治水・浸水被害の対策に関して記載している。

近藤委員：

参考資料 1 「都市計画マスタープラン概要と特徴について」で説明された 10 のコラムについて、4-2 ページの住民参加の都市計画「都市計画提案制度」というところが他のコラム、例えばスマートシティの取組みとか QURUWA 戦略とかに比べて異質のような気がするが、都市計画提案制度がコラムで採り上げられた目的や意思について聞きたい。

事務局（都市計画課企画調査 1 係係長）：

コラム欄については本編に関係した本市の事業の紹介や本編の補足説明を目的として記載しており、岡崎市のマスタープランでは今回初めて採用したものである。都市計画提案制度は、住民の皆さまが行政の提案に対して意見を言うような、受け身ではなくより主体的、積極的に都市計画に関わっていただくことが可能な制度ということで平成14年度に法律が改正されて創設されたものである。岡崎市においても、都市の目標の実現に向けて一般市民、まちづくり団体の方々に対してまちづくりの担い手、まちづくり活動の推進といった役割を期待しており、第4章の4-1ページ「市民や行政などの役割や取組み」の表の中にもそのことについて記載している。こうした考えから、市民参加の都市計画を主体的に進める制度である都市計画提案制度をコラム欄に採り上げることで本編の内容について補足している。

片桐委員：

4-1ページの表で、まちづくり団体、都市再生推進法人に米印がついているが、米印の説明はどこにあるか。

事務局（都市計画課企画調査1係係長）：

本編内の米印は参考資料に用語集として掲げている。都市再生推進法人については参考資料の13ページ目にある。この米印の内容の説明に関しては目次右側のページの参考資料の一番下に「用語集」があり、本編中に米印がついているものについて用語の解説をしている。

議長が第9号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案への同意の意見について採決し、全会一致で可決された。

13 第10号議案 「岡崎市土地利用基本計画（計画図等）の変更について」（諮問） （説明）

議長が第10号議案に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（都市計画課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 変更の概要

14 第10号議案 「岡崎市土地利用基本計画（計画図等）の変更について」（諮問） （質疑）

事務局の説明後、質問は出なかった。

議長が第10号議案に関する質疑の終結を宣言した後、当該議案への同意の意見について採決し、全会一致で可決された。

15 報告第6号 「岡崎市都市計画道路見直し方針について」（説明）

議長が報告第6号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（都市計画課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 岡崎市都市計画道路見直し方針について
- (3) 岡崎市都市計画道路見直し方針(案)に対する意見と市の考え方について

16 報告第6号 「岡崎市都市計画道路見直し方針について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

蜂須賀委員：

現在市内の多くのところで渋滞等が起きている。その対策として新たな都市計画道路をどのように考えているか聞きたい。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

今年度、道路網について将来交通量に応じた計画道路の車線数を検討している。また御指摘のとおり現在でも多くの箇所で渋滞していることから、新規路線も検討している。具体的には、現在事業中である柱町線から駅南土地区画整理事業にある福岡線と井内新村線の交差点に接する路線である。ただ、あらゆる渋滞箇所を都市計画道路の新規路線で補っていくことはコストや事業スピードの面から問題があるため、道路だけでなく公共交通に移管していくことも含め、総合的な交通体系を見直しながら進めていきたいと思っている。

蜂須賀委員：

都市計画道路を廃止するにあたってはなかなか一朝一夕にいかないと思う。地域説明などいろいろな行程を想定するが、そういった流れはどのように考えているか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

パブリックコメントでも、道路整備がなくなってしまうのではないかという廃止に伴う不安を抱く意見が寄せられている。廃止するにあたっては総代等地元役員に納得をいただいたのちに、住民へ説明を行い、同意をいただいたうえで実際の都市計画の手続きを進めていきたいと思っている。

鶴田委員：

廃止路線になっているピンクの車線は山間部の集落を結ぶ道路になっており、おそらく現道があって非常に狭いため廃止すると思うが、幅員を現道のまま認めていき路線幅の変更ということで都計道として残したうえで拡幅しないという選択肢もあると思う。コンパクトプラスネットワークであれば、災害時の色々なセーフティネット

を考えるとある程度道路があると思われるが、変更ではなく廃止あるいは現道があるのかどうかお聞きしたい。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

多くは現道がある。廃止については都市計画的に必要性で判断をさせていただいた。現道整備は主体である愛知県に要望していきながら進めていきたいと思っている。狭小部分については都市計画道路としてではなく道路整備として進めている箇所も多々ある。そうした形で進めていきたい。

鶴田委員：

これらの路線については、コンパクトプラスネットワークには立地適正化計画にも都市計画マスタープランにも書かれていないということによいか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

コンパクトプラスネットワークの位置づけにはなっていない。

会長：

22-1は都市計画道路として整備済であるが、このまま残るのか。

事務局（都市計画課企画調査2係係長）：

22-1については実際に整備済であるため、すべて廃止にするのか部分的に廃止するのは今後議論していきたい。

議長が報告第6号に関する質疑の終結を宣言し、議事を終了した。

17 報告第7号 「岡崎市緑の基本計画について」(説明)

議長が報告第7号に関する説明を求め、提出した資料に基づき次の事項について事務局（公園緑地課長）から説明した。

- (1) 資料の確認
- (2) 概要説明
- (3) パブリックコメントについて

18 報告第7号 「岡崎市緑の基本計画について」(質疑)

事務局の説明後、次の趣旨の質疑がなされた。

鈴木委員：

7-3 ページの評価指標については、市民アンケートに基づくものとなっている。近年、高齢化、バリアフリー化という観点で歩道の整備が進み、街路樹が切られてい

る。そういう地域の方で、もしアンケートを採られるとどうか。幅員が広いところであれば高木から低木にすれば根を張って歩道を傷めることはないが、幅員がないところだとどうしても切らざるを得ない。その地域の人からすると緑が減ったイメージになってしまう。こうしたことについてどのように考えているか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

場所によって緑の減少はあると思うし、街路樹に関しても場所によって無理やり生やしているところもあるため、実際に減っていくというところもあるが、できるところは増やしていく、維持保全していくという観点で進めていきたいと考えている。こちらの目標指標だが、今回の緑の基本計画改定にあたって全市民対象でアンケートを行っている。それぞれの地区ごとに偏りはあるが、市として増えた、変わらないとする割合を目標指標として設定している。

蜂須賀委員：

公園は健康管理等、日常生活に大変大きな影響を与える施設だと思っている。また今回コロナ禍において公園の役割が重要視されたという報道もされている。そうした中で緑の基本計画をどのように今後 10 年の間で活用されて、今後の公園のあり方をどのように考えているか聞きたい。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

コロナの影響もあり、基本計画の策定委員会でも公園を今後どうしていくかという議論もしてきた。公園は、町中の解放された空間で憩い・交流の場として使われており、グリーンインフラという観点においても今後いろいろな機能を発揮させていかななくてはならない場所だと考えている。今までも地域の方による維持管理活動や活用を徐々に進めてはいるが、そういったことを一層進めて地域活動の場として公園が利用されるということも期待している。重点プロジェクトにも関わってくるところだが、施策でいうと 4-1-1 にある地元の方に公園の維持管理活動や活用をしていただく公園愛護運営会の取り組みの改善を進め、そうした公園愛護運営会の活動状況をふまえて公園の整備を考えていくことを施策 2-1-1 で考えている。また 6-39 ページの重点プロジェクト 4 も関わってくるが、公園もより一層多様な機能を果たし、色々活用していただくことを進めようとしており、施策 4-1-2 として施策の中にも取り込んでいる。

廣重委員：

3-14 ページに市街化区域における歩いて行ける都市公園のカバー面積が示されており、その中で矢作地域と六ツ美西部地域は空白地帯がまだみられるとある。これはマスタープランの中の現況という中で数字にも表れて、住居環境の向上ということで色々取り組んでいくと示されていたり、第 7 次総合計画の中でも健康を維持していく

ことが示されていたりしている。また被災した時に今まではエコノミック症候群などで車は推奨されていなかったが、コロナもあって避難の形も変わってきており、公園にもっと期待が集まってくるようなことも考えられる。そういった意味でも3-14ページで空白地帯になっているようなところはなるべく埋めていくようなところでまた相談させていただきたいと思う。

会長：

バランスが取れていないようなところがあると思うが、そこに関してはマスタープランでふれられているところはあるか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

配置については6-9ページの推進施策2-1-2で、本市の目指す集約型都市構造に準じ、適切な公園配置に向けた再編整備を進めることを施策に取り込んでおり、基本目標2の評価指標7-6ページにもあるが、そうした公園の配置を進めることで居住誘導区域における歩いて行ける公園等の人口カバー率を目標に今後10年間の緑の基本計画として進めていきたいと考えている。

片桐委員：

東公園に新しい遊具が設置され、色々と使い勝手のいい遊具が揃っているがここは屋根がついていない。あそこも屋根をつけたらもう少し活用範囲が広がるのではないか。また、子どもを遊ばせているのは良いが、見守っているところで立っていなければならず親が休める場所がない。そういうところも含めておじいさんやおばあさんが連れて行ったときに休めるようなものも含めて考えていただけるとありがたいと思う。

会長：

推進施策3-3-4には南公園になるが全天候型施設整備というのが書かれている。東公園については具体的にはないが、屋根の設置については公園の使い方なども含め今後の改修・整備する際には検討していきたいということである。おそらく市民からのニーズが高まれば、今後の改修のタイミングでは検討いただけるであろうと思う。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

東公園の具体的な記載はないが、実際、先ほど公園の活用についてもお話させていただいたが、いろいろな使われ方があるため今後の整備においてはこういったものが必須かというところを考えていかなければならないと思っている。施策でいうと6-9ページ推進施策2-1-1の多様なニーズを含めて適切な公園などの改修・整備を進めますということで、公園整備をする際に地域の方のご意見を含めて考えていきたいと思っている。

稲垣委員：

乙川の下流側にある白鷺の営巣地は残せるものなのか、駆除してしまうものなのか。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

緑の保全や生物多様性の保全といった観点からは、残していくことを考えるべきものではあると思うが、公園でもなく、河川だと県も関係してくるため、一概にこちらでお答えできない。ご意見があったということは関係する課へ情報展開していきたい。

宇野委員：

全体の理念の中に風格あるまち岡崎と入っており、風格を感じさせる点では街路樹が非常に重要だと思う。6-11 ページで街路樹についての記載があるが、街路樹は非常に難しい問題で悩みの多い要素になっていると思うが、岡崎市において街路樹をどのようにするのか。路線やエリアというようにある程度計画を立てながら、街路樹が都市の風格として感じられるような場所を決めたり、観光客や市民が見て、シンボルだと思えるような道路の街路樹もひとつのデザインとして整理できたりするとまちづくりに寄与できるのではないかと思う。

事務局（公園緑地課計画係係長）：

この計画の策定委員会でも、まちの景観を作るのに街路樹をもっと重視しなければという意見をたくさんいただき、6-11 ページ推進施策2-2-2において盛り込んでいる。安全性などを含めて切らざるを得ない場所は確かにあるがより重視していかなければというところでこういった施策にも取り組み、街路樹の担当部局とも連携しながら保全を進めていきたいと考えている。また、東海道の松並木といった歴史的な景観を作っているような並木も岡崎市内にある。こちらの保全も進めていきたいと考えている。7-10 ページでも目に見える緑の量である緑視率を目標にしている。例えば藤川のまつ並木や中央緑道も目標の中に含めながら、都市内の貴重な緑として保全・創出していきたいと考えている。

議長が報告第7号に関する質疑の終結を宣言し、議事を終了した。

19 その他

事務局から来年度の都市計画審議会の開催日程は後日あらためて通知することを説明した。

会長が全ての議事日程の終了を告げ、第5回都市計画審議会を閉会した。